## 会 議 録

云、巌、郯	
会議の名称	第1回小金井市子ども・子育て会議 子どもの権利部会
事務局	子ども家庭部 子ども家庭部長 大澤 秀典、子育て支援係長 古賀 誠 児童青少年課長 鈴木 剛、児童青少年係長 前田 裕女 教育委員会 指導室長 加藤 治紀
開催日時	令和3年11月25日(火)午後1時30分から午後3時45分まで
開催場所	上之原会館 学習室A
出 席 者	部会長 水津 由紀 委員 喜多 明人、長岡 好、古源 美紀、奥村 啓、鈴木 隆行 コンサルタント 桑原 大実 アドバイザー 半田 勝久
傍聴の可否	可 · 一部不可 · 不可
傍聴者数	5人
会議次第	<ul><li>1 開会</li><li>2 議題</li><li>子どもオンブズパーソン設置条例(案)について</li><li>3 その他</li></ul>
会議結果	別紙のとおり
発言内容	別紙のとおり
発言者名	
(主な発言)	
(要旨等)	
提出資料	資料1 次第 資料2 部会員名簿 資料3 (仮称)子どもオンブズパーソン条例案(概要) 資料4 条例(案) 資料5 子どもの権利の侵害に関する相談及び救済の仕組み 資料6 条例施行規則(案) 参考 子ども・子育て会議における部会設置について(本体資料8)
その他	

○児童青少年係長 それでは、ただいまから第1回子どもの権利部会を開催いたします。

申し遅れましたが、私、児童青少年係長の前田と申します。よろしくお願いします。 前回の会議後に部会員が決定した形になっておりますので、部会の進め方について先 に御説明をさせていただきます。

本部会につきましては、令和3年10月22日に開催された子ども・子育て会議において設置が承認され、部会員については後日希望をお伺いし、結果、参加の表明をいただいた7名の方全員に会長から指名を受けた旨、事前にメールでお知らせしております。なお、部会長につきましても、前回までの経過もあることから、前部会長であった水津委員に引き続きお願いしたい旨、倉持会長から指名がありましたので御報告させていただきます。

今後の議事進行につきましては部会長のほうにお願いして、進めさせていただきたい と思いますのでよろしくお願いいたします。

○水津部会長 それでは、議事進行につきましては、部会長に就任した私、水津が務めることにさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

まず、次第に入る前に、今日、初めての方もいらっしゃいますので、一人ずつ自己 紹介をしていただければと思っております。順番としましては、部会員、事務局の順 で、一言ずつお願いいたします。アドバイザーの方にはまた後ほど事務局のほうから 御説明させていただきたいと思います。

では、委員ということで、左の奥村さんからよろしいでしょうか。

- ○奥村委員 今期から参加することになりました奥村と申します。2児の保護者をしております。今年度育休を取っております。分からないことだらけですが、よろしくお願いします。
- ○水津部会長 よろしくお願いいたします。

では、古源委員お願いいたします。

○古源委員 古源でございます。前期より参加をしております。いよいよオンブズパーソン立ち上 げということで、皆さんと共に頑張っていたいと思っております。どうぞよろしくお 願いいたします。

- ○水津部会長 鈴木委員お願いします。
- ○鈴木委員 鈴木です。私も前期から参加しております。子どもは保育園の年少の子どもと小学生、 2人おりまして、個人的にはかなりこのオンブズパーソンの設置に期待しているところもありますので、ぜひ早いうちに実現するように尽力したいと思います。どうぞよろしくいたします。
- ○水津部会長 よろしくお願いいたします。長岡委員お願いします。
- ○長岡委員 子ども・子育て会議において民間保育園の代表として委員に参加させていただいております長岡といいます。前期からの引き続きということで委員をさせていただいています。同じく早い設置を心から願っています。よろしくお願いいたします。
- ○水津部会長 ありがとうございます。では、喜多先生、委員ということでお願いいたします。
- ○喜多委員 いやいや、今までアドバイザーという大変気楽な位置にいたんですが、委員になって しまいました。よろしくお願いいたします。喜多です。
- ○水津部会長 よろしくお願いいたします。

部会長をさせていただきます水津と申します。小金井の子育で・子育ち支援ネットワーク協議会のほうから来ております。 2期目ということになりますが、前回のときに皆さんと、ちょっと人数は少なかったんですけれども、かなり細かい話を積み上げてきたものを形にできて、これが道筋として具体的に見えてきたということは非常に感慨深いものがございますし、これを早期に私たちの望んだ形、意見を反映させた内容のものが実施できることが何よりも大事なことだと思っていますので、そこまで一緒に皆さんと協議をしていけたらと思っています。よろしくお願いいたします。

それでは、事務局のほう。

- ○児童青少年係長 児童青少年係長をしております前田です。子ども・子育て会議自体は子育て支援課が事務局を担っているんですが、子どもの権利部会は児童青少年課の私のほうで担当させていただいております。今期も皆様にお会いできてとてもうれしいです。よろしくお願いします。
- ○水津部会長 ありがとうございます。

では、次。

○児童青少年課長 皆さんこんにちは。児童青少年課長をしています鈴木と申します。お忙しいところ

こういった形でお集まりいただきまして本当にありがとうございます。これからまた オンブズの条例のほう、制定という形になっていますが、いろいろバッファーは出て くると思いますけれども、今後とも引き続きよろしくお願いいたします。

- ○水津部会長 ありがとうございます。古賀さんでいいのかな。
- ○子育て支援係長 子育て支援係長の古賀と申します。子ども・子育て会議に関しましては1期目、2 期目あたりの頃に保育係長として担当させていただいておりまして、ちょっと間が空いたんですが、また再び担当をさせていただくことになりました。よろしくお願いいたします。
- ○水津部会長 教育委員会から今日来ていただいております。よろしくお願いいたします。
- ○教育委員会指導室長 教育委員会学校教育部の指導室長の加藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。前任の浜田前室長から引き継いでということで今年度からの参加ということになります。今年度からということで分からないことは多々ありますが、引き続きよろしくお願いいたします。
- ○水津部会長 ありがとうございます。桑原さん。
- ○桑原コンサルタント 今回、子どもの権利のオンブズパーソン設置に向けてコンサルタントで入って いるナレッジ・マネジメントケア研究所の桑原と申します。今年度もよろしくお願い いたします。
- ○水津部会長 ありがとうございます。
- ○子ども家庭部長 子ども家庭部長の大澤です。まだまだ、全てが完成ではございません。一歩一歩という形になりますけれども、また皆様方、御協力よろしくお願いします。
- ○水津部会長 では。
- ○児童青少年係長 課長から紹介をお願いします。
- ○児童青少年課長 専門家の先生を御紹介させていただきます。本市の子どもオンブズパーソン設置に 向けた前期の子どもの権利部会で今期委員に就任いただいている喜多先生と共に専門 的見地から制度設計に御協力いただいております、日本体育大学准教授で、世田谷区 子どもの人権擁護委員「せたがやホッと子どもサポート」の子どもサポート委員を長 年務めていらっしゃいます、半田勝久先生でございます。

以上になります。

〇水津部会長 半田先生。

○半田先生 皆さん、ただいま紹介にあずかりました日本体育大学の半田でございます。前期子どもの権利部会の第1回目のときに、子どもオンブズパーソンとは何ぞやというような話をさせていただきました。それ一回の役目のはずだったんですが、皆さんからお声かけいただきまして、その後、条例設置まで関わらせていただくということになりました。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○水津部会長 ありがとうございます。皆さんよろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入らせていただきたいと思います。まず、確認事項が何点か ございます。

1点目は、席次の問題です。本来ですと、部会員は7人で議論していくという形なんですが、前回の子どもの権利部会では事務局も同じテーブルに座っていただいて顔の近い議論が非常にやりやすかったと思っております。ですので、今回も事務局に入っていただいて、こういう形の席で議論を進めていきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○水津部会長 ありがとうございます。

2点目です。会議回数が非常に限られておりますので、効率よく会議を進めるために事務局から資料が事前に配付される場合がございます。このときは、会議の開催前であっても御意見のある方は速やかに事務局のほうに伝えていただけると進行しやすいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

会議録のほうも速やかに事務局のほうにお願いしたいと思っておりますので、よろ しくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○水津部会長 ありがとうございます。

それでは、次、第2の子どもオンブズパーソン条例についてに移っていきたいと思います。

では、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○児童青少年係長 初めに資料の確認をさせていただきます。机上に本日御用意させていただきました 資料1と2が両面になっている、資料3までがホチキス留めになっているものが1つ と、資料4、5、6と参考というものがホチキス留めになっているものが1つ。本当は全部一緒のホチキスでも構わなかったんですけれども、対比しながら見られると思いまして分割をさせていただいただけです。特段意図はございません。

資料のほうはおそろいですか。大丈夫ですか。

そうしましたら、続いて資料の御説明をさせていただきます。

資料1、次第と名簿については先ほど触れたと思いますので、資料3のほうを御覧ください。

資料3が、今まで皆さんにつくっていただいていた(仮称)子どもオンブズパーソンの基本的な考え方(案)と今回資料4でお示ししています子どもオンブズパーソン設置条例(案)のどこがどう対応しているのかというのを比較させていただく概要版の資料となっております。

ざっと見ていただいたら分かるとおり、基本方針の丸が2つあるので、条文番号も2つ丸があって、それぞれ第何条と何条が対比しているというような見方で見ていただければと思っております。

基本的な考え方でつくっていただいたその考え方、これはこういう意味というものは、条例の中にも反映できる部分は反映させていただいているんですが、何分、設置条例という形で堅苦しい文言だったりとか、今回附属機関という設置に当たって行政内での整備ということがありまして、そのまままるっと同じ文章があるものもありますが、ないものが多いかと思いますので、その辺りを今日御説明させていただければと思っております。

資料の見方については大丈夫そうですか。

この資料3はそのまま手元に置いておいていただいて、資料4のほうを御説明させていただきます。何分、条数が19条までありますので、全部さらっていくと何質問したかったんだっけになってしまうと思うので、途中で止めながら御質問があればお受けするスタイルでいきたいと思うんですが、それでよろしいですか。

ありがとうございます。

まず、第1条です。条例の名前、名称につきましては、小金井市子どもオンブズパーソン設置条例という形で条例名を制定しようと考えております。第1条はその設置の目的、どういった立ち位置なのかといったことが説明される文章になっております。こちらでは、基本方針の1つ目にありました、公正かつ独立性と専門性のある立場か

ら、子どもの最善の利益の確保及び子どもの権利の救済に取り組む第三者機関として、 子どもオンブズパーソンを市長の附属機関として設置しますという部分と、職務の3 つ目にありました、子どもの権利を実現する文化及び社会づくりを行いますというも のを組み合わせてつくっております。

第2条は、この条例で使っている定義です。子どもにつきましては、18歳未満及びこれに準ずる者として規則に定める者をいう。この規則で定める者というのは何かというと、資料6を後で見ていただければとは思うんですが、高校3年生で17歳から18歳になった子が高校卒業するまでの間について規定をしております。

ここにつきましては他市の条例だと19歳とかまで、未成年を反映する部分が多かったんですが、来年度から成人引下げが法律として公布から2年経過し、これから実効性を持つことになりますので、本市の4月からのこの条例につきましては、18歳からがもう成人、それまでが子どもという形で、子どもの権利条約とも合わせた形で18歳までで規定を終えております。

市の機関というところでは、市の執行機関をいうと書いてあるんですが、こちらに つきましては、市には市長の執行機関になっているものと教育委員会付になっている もの、この2つを合わせたもの全てを網羅するという形になっています。

ただ、民間の施設、認可保育園だったりとか、都立の高校だったりとか、そういったところについては市が設置しているものではないのでこの中には含まれないという形になります。

第2条については、基本的な考え方には特段触れていなかったんですけれども、設置してあります。

第3条です。こちらでは職務の内容が記載されています。 第3条につきましては、 考え方でいうと職務の部分です。相談に応じ必要な助言及び支援を行うこと、2つ目 としては、申立てまたは自己の発意に基づいて調査、調整、勧告等を行うこと、3番 目として、普及啓発を行うこと、この3点につきましては職務で考え方を整理してい ただいたものを掲載しております。この3号に掲げるもののほか、子どもの権利侵害 の救済に取り組んだり、子どもの権利を実現する文化及び社会をつくるためにという 目的を達成するために必要なことも職務として入れてあります。

第4条、オンブズパーソンです。どういった人がどういった形で委嘱されていくの かということを規定しているところです。定数につきましては3人以内。 オンブズパーソンは、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者の うちから、市長が委嘱します。

オンブズパーソンの任期は3年として、再任を妨げない形を取りました。ただし、後任のオンブズパーソンの任期は前任者の残任期間とする。こちらにつきましては、他市では3期までとか、そういった規定を設けているところがあるんですけれども、せたホッとさんとか長年やってくださっているところだと、一番最初、スタートラインはみんな一緒なので、辞めるときがみんな一緒になってしまうんです。そうすると引継ぎがうまくいかず、今までできていたことができなくなる可能性があるということで、再任を妨げない形で、ただし、委嘱の日は合わせようという形で規定をしております。

第4項、オンブズパーソンは、それぞれ独立してその職務を行い、必要に応じて合議により行う。こちらにつきましては、救済に取り組むに当たって、会議を開かないと活動できないだと簡易迅速性が保たれないというところで、救済に向かう部分につきましては独任制でそれぞれの担当者が行う。ただ、勧告とか、広報とか、普及啓発の部分については合議制で会としてどういう方向でいくかというのを行うような形で規定をしております。

取りあえずこの4条までざっと説明をさせていただいたんですが、何か御質問とか ございますか。

- ○鈴木委員 4条で定数3人以内ということになっていますけれども、これは、最低人数は決めなくても大丈夫ですか。
- ○児童青少年係長 こちらは附属機関の設置条例となっていまして、子ども・子育て会議も附属機関なんですけれども、1人だと合議が取れないんです。なので、書いてはいないんですが、 2人いないと会としては成立していませんので、2人以上は、
- ○鈴木委員 それは明示しなくてもいいということですか。
- ○児童青少年係長 読み取れる形になっています。
- ○鈴木委員 ならばいいです。そこがちょっと気になったんです。
- ○児童青少年係長 ありがとうございます。 そのほか、この辺りまで大丈夫そうですか。
- ○鈴木委員 また一つ。
- ○水津部会長 どうぞ。

- ○鈴木委員 オンブズパーソン3名で、それぞれ独立してその職務を行うということなんですけれ ども、ある一つのものに対して誰が受け持つかというのはどうやって決めるんですか。
- ○半田先生 それぞれの機関でいろいろやり方が違うと思うんですが、一つは時期によって抱えている数が多いと、ちょっと今、僕こんなに抱えているのでほかの委員にお願いできますかというような決め方もありますし、また、学校に関すること、教育に関することは教育に詳しい人、虐待とかそういうものに関する場合は福祉に詳しい人というような分け方をしている場合もありますし、順番に決めていくというようなこともありますが、基本的には複合的な要因の中で誰が一番いいのかということを決めていくということにしているところが多いかと思います。
- ○子ども家庭部長 いずれにしても、これから委嘱というか、委員さんを決める形になります。以前も 半田先生からお話があったとき、あまりがっちり決めるんじゃなくて、やはりオンブ ズさん、または調査の相談員さん、やはり会議のルール化をしていくところの一つの 案件かと思っております。

このオンブズに関しては、弁護士の先生であったりとか、大学の先生であったり、それぞれ専門のところもあるという形で伺っておりますので、最終的には内部上の取扱いというのは4月には、皆さん方の委嘱等が終わってからの会議の中で議論していきたいという形で思っております。

また、相談所を開設する前までには整理をしておかなければいけないものという形で事務局としては捉えていきたいと思っています。

○鈴木委員 分かりました。

以上です。

○児童青少年係長 半田先生、すみません。

○半田先生 相談者の方が弁護士さんを希望したいというようなケースはよくあります。そのとき に、相談者の人が委員を選べるようにするのかどうかということはまた運営の中で決めていけばいいのかと思いますが、基本的には、それは選べない形にしたほうがいいのではないかなと。

代理人の代わりとしてこのオンブズパーソンの弁護士をというような御希望がある場合もありますが、いや、代理人の動きとオンブズパーソンの動きというのは、やっていく内容が違うので、そちらに関してはどなたの場合でも大丈夫ですと。独任で進めていくんだけれども、ケース会議を開き、方針を検討しながら進めていくというよ

うな話で進めていくのが一般的かと思います。

- ○水津部会長 ありがとうございます。ほかにはありますか。
- ○古源委員 オンブズパーソンはそれぞれ独立してというところに関してなんですけれども、今、 半田先生がおっしゃったようなケースに関してのケース会議というときに、担当を、 オンブズさんと関係機関だと思うんですけれども、そこにほかのオンブズパーソンが 入るという形のケースというのはあるんでしょうか。
- ○半田先生 これも一般的な話ですが、例えば世田谷区の場合には、1人の委員と1人の相談調査 専門員がペアになってケースを担当します。ただ、これはすごく相談者の方が多かったり、調査対象が多い場合は、2人が担当になるとか3人が担当になるというようなことも場合によってはありますが、原則、独任でスピーディーに進めていくと。そこの中で方針を検討していくのがケース会議ということになるのかと思います。
- ○児童青少年係長 補足になるんですが、今、古源議員のおっしゃっていたケース会議というのは、要対協とか大きなネットワークの中である子どもをどう支えていくか、関係機関の集まるケース会議を想定されていると思うんですが、半田先生が今おっしゃっていただいたケース会議は、子どもオンブズパーソンの組織内で、その前の週にどのぐらいの相談があってこういう対応をしましたというのを全員で共有するための会議というようなイメージが近いかと思います。半田先生のおっしゃっていたケース会議につきましては、事務局内というか、オンブズパーソン内でのケースの対応会議になります。違いました?
- ○古源委員 分かりました。オンブズパーソン内でのいわゆる状況、対応協議の会議ということで すね。
- ○児童青少年係長 そうです、はい。
- ○古源委員はい、分かりました。
- ○水津部会長 それがここでいう合議ということですか。
- ○児童青少年係長 今現在の小金井市の子どもオンブズパーソンの運用としては、相談員もオンブズパーソンも全員集まった会議を月1回は開こうと思っています。

この会議で何をするかというと、先ほど出ていたような、例えば勧告事項があれば その勧告を出すのか出さないのかという決定とか、周知啓発活動を、例えばこの年は 小学生をメインターゲットに置こうとか、年間の活動についてを行う全体の事務的な オンブズパーソン会議と、それとともに、案件によっては他のオンブズパーソンの意見も聞いたほうがその子の最善の利益にかなうだろうということで、そのケースについて相談するケース会議が合体したようなものを月に1回は開こうというイメージでおります。

なので、ここに書いてある合議というのは、今、明確にこことこことここというふうには決めてはいないんですけれども、表に出していくものについては、基本的には三者三様の考え方ではなく、一つの考え方にまとめてから出していけるようにとは思っています。そんな感じで大丈夫ですか。

○半田先生

月に1回というお話がありましたが、世田谷区の場合は月に2回やっていますし、名 古屋市の場合は週に1回ケース会議をやっています。そうすると、週に1回ぐらいの 場合だと、合議でいろいろ検討した上で担当者を誰にするのかということを決めてい けると思いますが、月に1回だと次の会議まで担当者が決まらないんですというわけ にはいかないということがその背景にはあるのかと思います。

そして、ケースの中では外部機関と連携を取りながらケースに対応していかなければいけない場合には、例えば虐待のアンケートか何か複雑になっているものは要対協のほうの枠組みに小金井市人権オンブズパーソンとして入りながら、そこの守秘義務を持ちながら検討していくというやり方もあるのかとは思いますが、要対協にもオンブズが入っているところと入っていないところがあったりするので、それも小金井市としてどういう方向でやっていくのかということは、また運営の中で決めていくということになろうかと思います。

- ○水津部会長 ありがとうございます。これはあれですね、速やかに行うための単独のものも保障するし、合議の必要なものは合議をするということが定義されている。なので、細かい方法ではないということですね。
- ○児童青少年係長 はい。
- ○水津部会長 はい。

どうぞ。

○奥村委員

すごく基本的な質問で申し訳ないんですけれども、今の話を聞いていると、何となく 児童相談所のやっているのと似ているという気はするんですけれども、児童相談所よ りやっていることというと、やっぱり子育てとか虐待とかそこら辺のところがメイン であって、このオンブズパーソンのほうは子どもの権利のところなので、権利の中で 虐待とかがあったりした場合には児童相談所のほうにお願いするだとか、学校関係であれば教育委員会のほうにお願いをするみたいな、その調整に役立てたり、あとは、担当するところは権利というところがメインというところでいいんですよね。何かいろいろ聞いていてよく分からなくなりそうな感じが今していて。

- ○水津部会長 それは半田先生に。
- ○児童青少年係長 半田先生、説明していただいて。
- ○水津部会長 恐らく根本的な話だと思うんですけれども。
- ○半田先生 オンブズパーソンは虐待に特化したとかいじめに特化したというものではなく、子どもの権利に関わるあらゆることに関する対応をしていきます。原則としてオンブズが責任を持って対応していきますが、その中において、例えば性虐待の問題とか、トランスジェンダーとか、そういうようなところで、より専門性が高い中で対応してくださる機関がある場合はそちらにディファーをしたり、そちらと連携をしながら対応していくということもありますが、原則、オンブズパーソンの中でこれはどういう対応をしていくのが子どもの最善の利益に一番かなったものなのかどうかということを判断し、その上でオンブズが責任を持ってやっていくのか、他機関にディファーをしてやっていくのかということが決まっていくことになるのかと思います。
- ○奥村委員 ありがとうございます。
- ○児童青少年係長 あと、前提として、今回設置するのは小金井市の条例なんです。虐待とかは、児童 虐待防止法とか国の決めている法律があります。国の法律は、例えば児童福祉に関す るところは必ず通報してくださいという義務があったり、法律で動ける範囲は、その 権限も含めて、児童相談所は一時保護ができたりとか、そういったことも含めてかな り強く設置してあるんです。

これを侵すことは条例の中での役割ではできないので、オンブズが、例えば虐待の相談を受けました。通報せずにここだけで抱え込みますかといったら、そんなことは絶対にないです。必ず通報しなさいという義務規定があるものに背いてオンブズが対応するということはしないです。

なので、その案件によって動き方は変わると思うんですが、子どもオンブズパーソンは、子どもがどうしたいのと聞いたりとか、児童相談所は、今起きている命の安全をどう確保するかというほうを主軸に最初、初動が入ったりすると思うんですけれども、そうではなくて、子ども自身が思っていることを、例えば児童相談所の職員に伝

えてあげるとか、そういうサポート的なつながりとしては児童相談所が入っていても 子どもオンブズパーソンで対応できるところもあると思いますし、その辺は動いてみ ないと、ちょっと私も専門職じゃないので分からないんですけれども。

○水津部会長 喜多先生、何か御意見。

○喜多委員 児童相談所の場合の入り方といえば、最終的には一時保護といっている、あれはもう ある意味で権力的な介入で、親子を引き裂いてしまう。だから、下手すれば、子ども を奪われたということで親が、それは誘拐だといって裁判に訴えるなんていうことも あり得るような、それぐらい決定的に親と対立してしまうけれども、それでも子ども の命だから保護しなきゃいけないという。で、これは最終手段だと僕らは考えている んです。

そこに行かない前に、まだまだ手がたくさんあって、軽微の虐待行為とかそういうところで、できるだけその最終的なところまで持っていかない対応のところはオンブズもかなり関われる範囲だと思うんです。それがむしろ解決としては大事で、調整とか様々なやり方をオンブズはやるんですけれども。

だから、最終的に何か一時保護で切り離さないように、そこまで行かないようにするというのがオンブズの役割かと思うんです。

- ○奥村委員 大分よく分かりました。
- ○児童青少年係長 何となくイメージが。
- ○奥村委員 ありがとうございます。
- ○水津部会長 単純に受けた相談をどこかに相談するというようなものではなくて、その子の利益、相談してきた子どもたちの利益がどうやったら解決できるかということを話し合うための部署なので、児相とかいろいろなものありますけれども、そことの違いをここで明確にしていくというものだと思います。
- ○奥村委員 分かりました。
- ○児童青少年係長 似ていますよね。思います。
- ○水津部会長 分かりにくいですね。
- ○奥村委員 大分すっきりしました。
- ○半田先生 少し補足ですが、虐待の場合は当然通告義務があるので、児童相談所とか子ども家庭 支援センターに情報提供するとか、通告をしなければいけません。ただ、オンブズに は守秘義務がありますし、子どもがオンブズだからということで話してくれている。

ただ、虐待の場合はオンブズだけで対応するのではなく、より虐待に特化した対応機 関があるということで、お子さんにも丁寧に説明した上で、お話をしたいんだけれど も、いいかなということで御了解をなるべくいただくようにして通告ないし情報提供 をしていく。

それでもう終わりということではなく、これまでの関係の中で子どもとか保護者と 関係が築けている場合には、オンブズはそこの中でお子さん等、丁寧な対応をしてい くと。児相は、じゃ、こちらのほうの対応をしてくださいというように役割分担をし ながら一つの虐待案件に関わっていくというようなケースもあろうかと思っています。

- ○水津部会長 じゃ、またちょっと先に進ませていただきながら相互理解を深めればと思いますので、次。
- ○半田先生 あと、2条の規則で定める者ということ、その規則を見てみると、これは18歳という限定をしていますが、(1)、(2)、(3)のようなところの中で、19歳の者みたいな者はもう入らないということになるんでしょうか。
- ○児童青少年係長 こちらにつきましては、先ほど条文の説明のほうでもお伝えさせていただいたんですが、令和4年4月から成人の18歳引下げが施行されます。その関係を受けたのと、子どもの権利条約のほうで子どもの年齢を18にしているところから、令和4年4月以降の条例になりますので、18歳の者という形で、高校3年生で17歳から18歳未満には該当しないけれども、誕生日を迎えた子が卒業するまでは準ずる者として取り扱おうということでこのような整理をしております。
- ○子ども家庭部長 19歳は入らないということ?
- ○児童青少年係長 19歳は入らない。
- ○子ども家庭部長 規則の第3号で市長が必要と認める者というのは何を意味するのか。
- ○奥村委員 学校とか福祉施設に入っていないとかそういうことですか。これ、今、上を見ると、学校に入っていたらいいよとなっているし、2番目になると、例えば養護施設とかそこら辺に入っている人たちなら18でもいいよと書いてあるけれども、それ以外の、例えば高校に行かなかったというところで関わっているけれども、18歳になったらすぐ切れるというところを防ぐためのものかなというふうなところを今ちょっと読み取ったところで、今、半田先生がおっしゃられたように、学校に行っていなくて、19歳になったら、例えば1年留年したとか、高校でちょっと単位が足りなくて4年目になったときに、高校3年生だけれど、19歳だからもう、まず2条の2項で18歳

の者って区切ってあるので、そうしたら、例えば学校にいるからもうちょっと関わってあげたい、卒業まで見たいと思っても、18歳の者で学校にいる者となっているので、留年して19歳になって学校にいる者には関われないんじゃないかというようなところは、今、半田先生がおっしゃられたときに19歳という区切りがちょっと気になったなというところはあります。

○児童青少年係長 そうですよね。それは私も思っておりまして、最初19歳規定でつくっていたとき にはその整理でございました。

ただ、ちょっとその成人引下げを全然考慮せずに、そうだろうなと思ってつくっていたんですが、つくっていく中で、やはり幾つか質問の中で、権利条例で子どもの年齢を18歳までとしているのに、そこで救う年齢でどうして19とかが出てくるのという整理、指摘を受けております。悩ましいところではあったんですが、19歳規定を入れていたときは、おっしゃるとおり同じ留年とか、様々な事情で高校に通っているんだったら、それを受け入れるのはいいんじゃないかと思っていたんですけれども、本市の場合、夜間学校もありまして、成人での高校というか、高等学校卒業資格を履修するコースとかを持っている高校もございまして、じゃ、何でそこは救わないんだというところについては整理がしづらかったところではあったんです。

○喜多委員 今回、その18歳引下げを理由に今まで20歳まで少年法で保護していた部分がかなり厳罰化、例の川崎の事件がきっかけですけれど、つまり、18歳、19歳に対しては成人並みのかなり厳しい制裁をするような法改正をしちゃったんですよ、18歳引下げを理由に。

だけど、それでいいのかということがかなり、現場はみんな反対していたんですよね。少年関係の現場の人たちは。

だから、18歳、19歳のところをもうちょっと救えるような規定が条例でもし可能なら少し幅を持たせてもいいのかなとは思ったんです。あんまり18歳以下でさようならとやってしまうのはちょっとかわいそうな感じがしているんです。

○子ども家庭部長 規則で市長が必要に認める者というというところがどこまでいけるかというところ になるかと思いますので、すいません、そこは持ち帰りをさせてくださいというか、 また報告をさせてください。

もともと18になった場合というところと、19になってもなるべく皆さん方、対応していこうというのは基本的な考え方であって、それぞれの年齢に応じて関係機関

があれば引き継ぐ。引き継げるものは引き継ぎましょうという議論をしてきた経過が あるかと思っておりますので、そこはすいません、最終的に預かりをさせてください。

- ○鈴木委員 今のところなんですけれども、認めるのは市長の必要でいいんですか。オンブズが認めればよいというふうに変えるという可能性はないですか。
- ○児童青少年係長 オンブズが認める、これから見ていく条文の中にも、市長が認める場合とオンブズが決められるものに主語が違うものが幾つか出てきます。附属機関として、例えば子ども・子育て会議をイメージしていただいたときに、子ども・子育て会議で決めても大丈夫な内容と、そうはいっても附属機関というのは市長の諮問機関なので、市長に伺いを立てないと決められないものというものはやはり出てきてしまいます。

資料6の規則の第2条第2項第3号の市長が必要と認める者につきましては、オンブズに運用をかなり委ねる部分もあるにせよ、そこまでの権限をもともと持たせていいのかという議論が内部調整の中でありまして、想定できるものについては話をして、じゃ、そこはオンブズに任せるで大丈夫だという整理をしてきたんですが、ここについてはその想定が私の中にも、何が市長が認める者かという想定があまりできておらず、そこについてはそこまで権限を下ろしてしまっていいか判断が取れないので、市長が認める者にしようというところで今整理をしているんです。

- ○鈴木委員 どういうケースを想定するかということなんですが、どういうケースにしろ、現場で 判断して進めたほうがスピーディーなのは確かで、例えば今日誕生日だから今日以降 駄目みたいなことがあるようなルールだったら、なるべくそこは状況に任せて柔軟に 対応できるようなものにしておいたほうがいいというふうに思うのと、あと、ここからは一回市長にお伺いを立てないととなるんだとすると、そこはあまりうまくないような気がするので。
- ○児童青少年係長 そこにつきましては、今後触れていく第11条のところに基本的な考え方で整理を していただいていた対象外になってしまった、もしくは相談の時点で対象外であった 事案についての取扱いについて規定をしていまして、そこを先に。
- ○水津部会長 ちょっと待って。だから、鈴木さんの言っていることは、ちょいちょい出てくるんですよ。法務的に市長権限が必要なものとオンブズのものとかあるので、そこも出ながら、先長いので、後ほど。
- ○鈴木委員 分かりました。じゃ、ちょっと、一旦、保留にします。
- ○水津部会長 その18歳の件の表記については、部長が言ったように一回預かりということで。

気持ちとしては、年齢が18でバツというよりは、いわゆる19歳であっても通学 年齢であれば対応したほうがいいというのが私たちの気持ちだということで一回止め たいと思います。すみません。

次。

## ○児童青少年係長 失礼しました。

じゃ、第5条から第8条ぐらいまで行きます。

第5条、解嘱の規定です。こちらは、市長がオンブズパーソンの任を解ける規定としては、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、またはオンブズパーソンに職務上の義務違反その他オンブズパーソンとしてふさわしくない行為があると認めたとき、それ以外はできませんと。

第2項が、オンブズパーソンは、それ以外のときには、その意に反して解嘱されないということが規定されています。

第6条はオンブズパーソンの兼職の禁止です。記載のとおりなんですが、衆議院、 参議院、あと、市区町村の議会の議員とか市長、そういったところと兼ねることができません。そのほか、公正かつ適正な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職業等と兼ねることができません。

第7条、代表オンブズパーソン。一応合議体なので、そのうちから代表オンブズパーソンを1人置いて、オンブズパーソンの互選によってその人が決まります。代表オンブズパーソンが会議を代表して、会議を総理します。

第3項、代表オンブズに事故があるときには、その代わりにあらかじめ指定していた人が代表オンブズの代わりの職務代理となる。

第8条、こちらは子どもオンブズパーソンの責務の部分です。他市の条例とかなり違って、特色のある部分としては、この第8条第1項の部分です。こちらが基本方針の2つ目の丸ポチで書いてあった部分をなるべくそのまま入れられるようにと思って考え抜いた感じです。オンブズパーソンは、職務を行うに当たっては、子どもの権利を実現するために、子ども一人一人に寄り添い、子ども自身の考えを尊重しながら、当該子どもにとって一番よい方法を子どもと共に考えていくよう努めなければならない。

第2項は、子どもの権利侵害の早期発見、予防に努める。

第3項は、専門性のある立場から公正に職務を遂行しなければならない。

第4項は、関係する市の機関等と連携し、協力し、公正に職務の円滑な遂行に努めなければならない。

第5項が、子どもの権利に関する意識を高めるための取組を積極的に行わなければ ならない。

第6項が、その地位を政治目的のために利用してはならない。

第7項が、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様と する。こちらが先ほどの守秘義務の部分です。

第8条まで、ここまでで御質問ありましたらお願いします。

- ○水津部会長 どうぞ。
- ○奥村委員 ごめんなさい、質問ばかりしているような形になって。

5条のところで、心身の故障もしくは義務違反、あとはふさわしくないというところがある以外は解嘱することができないみたいなところがあって、例えばどうしてもこの人はちょっとふさわしくないなというふうに子どもが思ったときというのは、8条のところでも子ども自身がいろいろと考えていきたいとなったときに、そのオンブズパーソンの人というのは、市長とかが決められるけれど、子どもからというか、市民から聞いてもいいんですけれども、この人どうしても嫌だという人が、例えば3人とも嫌だなとなって、この人に相談したくないなというときに、もうどうしようもないという感じなのか。

でも、ほかの相談の場所もあればいいのかとか、何かいろいろなところで子どものためにつくっているけれども、やっぱり専門性とか分からないところがあるのは、ごめんなさい、ちょっとまとまらないで話し始めて。

でも、子どもたちがどうしてもこの人は相談しにくいというのが何人も何人も続いたときに、それでも特に違反はしていないし、心身も別に故障はしていないから、この人でいいやとなるのかというところがちょっと、それでいいような気もするし、フィードバックできたら、何か、ごめんなさい。

○子ども家庭部長 基本的には、ここに、第8条に責務とかが書かれているわけです。まずこのとおり にやっていただかなければいけないというところと、あと、体を壊されたりというよ うなところで。

> それと、そもそもこの解嘱規定というのはあくまでもその方が独立性を持って仕事 に従事してもらうための一つの担保というような形があります。

細かいことを言うとこれからなものですので、その方を委嘱したり解嘱するというところは、いわゆる人事権につきましては市長の権限というところがございますので、その辺、なかなかこういう時期、こういう場合というところは、貴重な御意見というふうな形になっております。

すいません、なかなかそれ以上のことは言えないところもありますので、子どもに 寄り添いながら対応していくという、まず基本の基の字だと思っておりますので、そ ういう方を委嘱できるように我々は目を光らせてお願いしてまいりたいと。

○水津部会長 ここで保障しているのは、辞めさせる権利、ことじゃなくて、以上に、誰からも個人的なあれで辞めることは、そういうことがないようにという。例えば、市長が、あいつ気に入らないから辞めさせるとかっていうのは、そういうのはできないというようなことが書いてあると思っていただければ。

○奥村委員 分かりました。

○鈴木委員 僕、答える立場じゃないんですけれども、前の期でも多分僕言ったと思うんですが、要するに悪のオンブズパーソンがいた場合の取り扱いがどうなるかって話ですけれども、何かで縛っておかないと、その方の活動を抑えてしまうので、むしろ権限を付与して、あとは公正かつ高潔な人を任用しようという立場で制度設計をしたわけで、そういう理解だったと思うので、だからここはもうおっしゃるとおりで、人選は非常に重要だと思うんですけれども、むしろちゃんと働いてもらえるように権利を保障するという、そういう立場です。

○奥村委員 分かりました。ありがとうございます。

○水津部会長 では、8条のところ、ほかにありますか。

○半田先生 これもさんざん事前の打合せのときにも議論になったんですが、この第5条、今、奥村委員がおっしゃったこうこうこういうこと以外は解嘱されないというところが本来のこの条文の規定で、1項は、主語が「市長は」で、述語が「できる」。2項は、オンブズパーソンは解嘱されることがない、これは一つにできるんじゃないかと僕は思っていて、こうこうこういうとき以外は解嘱されないというほうがすっきりすると。

もともとこの規定というものはオンブズの独立性を担保するための規定になっているので、それを一つにするほうがいいというお話はこれまでもずっとしてきているんですが、いろんな調整の上、最終的にこうなっていると。

○児童青少年係長 内部で調整をさせていただいたんですが、解嘱、嘱を解すのが誰かは委嘱をした市

長なので、「市長は」から始まる文言を入れておかないと解嘱規定にならないというところで、「オンブズパーソンは」から始める主語一文にまとめるのができず、お示ししたこの条文でいきたいと考えております。

- ○水津部会長 構文上の理由ということですね。
- ○児童青少年係長 はい。
- ○子ども家庭部長 条文が長いとちょっと読み取れないというところも理由としてはあります。なるべく分かりやすくしていくというところがあるというところと、あと、こういう任命の 規定につきましては我々も様々な市の条例とか、あと、いわゆる福祉サービスの苦情 調整員という同じような福祉オンブズマンという形の規定もある中であります。

半田先生から言われたことも十分認識をしつつ、最終的にはそれらとも整合を取りながらやってきているところで、おっしゃっているところは、先生が言っているところと変わらない解釈であるということだけは間違いないことだけは伝えておきます。

- ○水津部会長 ほかによろしいですか。
- ○児童青少年係長 5から8、よろしいですか。
- ○水津部会長 じゃ、次お願いします。
- ○児童青少年係長 次は9から11まで行きます。

市の機関の責務です。こちらは市の機関、先ほどお伝えした行政と教育委員会に対してです。オンブズパーソンの職務の遂行に関し、独立性を尊重するとともに、積極的に協力し、及び援助しなければならない。

第10条、全ての人の責務と表現しております。行政を含む全ての人という形、市の機関以外の者も含めてですが、何人も、オンブズパーソンの職務の遂行に関し、可能な限り協力するよう努めなければならない。

第11条、相談及び申立てです。第11条、何人も、オンブズパーソンに対し、全 ての子どもの権利の侵害に関する事項について相談し、または侵害を取り除くための 申立てをすることができる。

2項、オンブズパーソンは、申立て及び相談があった場合は、相談に応じ、または 申立てを受けなければならない。

3項、オンブズパーソンは、相談または申立てがあった事項が次の各号のいずれに も該当しないときは、適切な機関に引き継ぐよう努めなければならない。こちらが先 ほどの18歳規定で触れた部分です。3項の第1号が、市内に住所を有する子どもに 係る事項、第2号が、市外に住所を有する子どもで、相談または申立ての原因となった事実が市内で起こったものについてに該当しなければ適切な機関に引き継ぐ。逆説的には、この2つに関わることは全てオンブズが受けるということが書いてあります。

4項、相談または申立ての継続支援過程においてその対象となる者が子どもに該当 しなくなった、先ほどの18歳に該当しなくなった場合は適切な機関に引き継ぐよう 努めなければならないという規定です。

9から11、いかがでしょうか。

- ○水津部会長いかがでしょうか。さっきのことがより書いてはあるんですが。
- ○児童青少年係長 3項については、先ほどの例で言うと、もともと対象になっていない子どもに対しても支援できる機関があれば適切なところを紹介したり引き継いでいく、4項については、相談したときは子どもの対象年齢だったりしたけれども、例えば引っ越したとか、18歳を超えてしまったとか、そういったときも適切な機関に引き継ぐように務めるという規定です。
- ○鈴木委員 そことはちょっと違うんですけれども、第10条で全ての人の責務を規定しているんですけれども、要するに、今まで全く関係ないと思っていた人にいきなり責務が発生しているわけですよね。この何人もというところは定義しなくても大丈夫なんですか。
- ○児童青少年係長 まず、この条例の権限の及ぶ範囲としては、市長が条例を定められるんですが、国 に対してではないので、市長の権限の及ぶ範囲、小金井市内、小金井市に関係する者 にしかまず条例で定められる部分が係りません。この中で言っている何人もというの は、なので、小金井市に関する全ての人。
- ○鈴木委員 普通は、国にはと言っていますけれども、国の一部が小金井市なわけですよね。だから、関すると言われたときにどこまでかって難しくないですか。
- ○児童青少年係長 なるほど。国分寺市民にこの条例が効力を発揮するかというと、そのままだと発揮 しません。ただ、小金井市の子どもが国分寺にある学校に行っているとかっていうこ とであれば、可能な限り協力する努力義務ではあるんですけれども、この条文を基に、 オンブズパーソンがそこの学校で行われている何々について困っているからオンブズ の職務に協力してという協力を求めに行ける。
- 〇鈴木委員 お願いはできるけれども、責務と言われたときに大丈夫なのかという。
- ○児童青少年係長 なるほど。
- ○鈴木委員 義務が発生するということですよね。ではない?

- ○奥村委員 そういう意味では義務まではいかないという感じですか。
- ○児童青少年係長 そうです。そもそもオンブズパーソンが独立した第三者的な立場を取らなきゃいけなかったのが、市の機関に対して、教育委員会も含めて、そこから独立して物申せる権限が必要だというところがスタートラインにあって、そこに関してはかなりきつ目に言えるように、協力しなければならないだし、勧告があったらそれに従わなきゃならないみたいな規定をしているんですが、子どもの権利侵害は市の機関のところだけで行われているわけじゃなくて、民間でも行われることがある。なので、そういったところで起こったことについても、オンブズとしては、そのことを一緒に解決のために調整とかに出かけていくことがあるというところがまず出発点としてあります。

ただ、民間に附属機関というのがどれだけの義務を課せるかというのはかなり調整しました。結論として、難しい部分はあるんですけれども、それでも子どもの権利自体は児童福祉法でも決められていますし、国民の守らなければいけない人権としても、そこを尊重するように国民に求めている部分ではあるので、努めなければならない、努力してほしいというところを条文化することはできるというところで、今後の市の機関と市の機関以外の調査の部分とか、勧告の部分とか違いが出てくるんですけれども、そういったところについては、基本的な考え方で整理している中でも、教育委員会とかには強く言えるけれども、市の機関以外のところには協力までというようなお話も出ていたかと思うんです。そこをヒントにさせていただきつつ整理したところです。

確かに、条文のタイトルで、全ての人の責務と書いてあると、この責務、この単語 に違和感はなかったけれども、そうですか。

- ○水津部会長 ここで鈴木さんが疑問に思っているのは、一般市民みたいなイメージですよね。
- ○鈴木委員 はい、そうです。
- ○水津部会長 一般市民が協力しなくちゃいけないのかということをここで責務として捉えているのかという意味だと思うんです。
- ○児童青少年係長 なるほど。そこがちょっと難しくて、対象として想定しているのは、行政もそうですけれども、箱物というか団体というか組織というか、の中の起こった事案みたいなイメージで今考えていますけれども、例えば対保護者だったり、個人間での権利侵害ももちろんあるんだろうなとなると、ここを広く一般市民まで、子どもオンブズパーソン自体の広報、啓発とかも含めた文化及び社会をつくるという職務の部分について

は、一般市民にも当然協力をしてほしい部分でありますし、そういった意味でここは 全ての人という形で今のところ整理しています。

もし狭めるんだったら、今後出てくる市の機関以外の者の責務みたいな、ここの対象に、ターゲットになったところはみたいな意味合いにできなくはないです。

- ○水津部会長 ただ、条例化するということは、市の条例ということは市民にそれだけの責務がある のは当然のことだと思うので、これはやはりそこまで書くことによってまち全体でみ んな子どもの権利を守らなければならないということを示すためには、あってもいい ルールかと私は個人的には思うんですけれども、半田先生どうですか。
- ○半田先生 鈴木委員の言われている何人もというところに責務を負わせてしまっていいのというのは、すごく理解することができますが、あくまでもオンブズパーソンの職務遂行に関する協力への努力義務ということなので、そういった意味においては、これが書いてあることが職務を全うに果たしていく上でとても必要になってくるものなのかなと。市民であったり、民間も権利侵害をしてしまっているところへ協力してくださいということをお願いすることができる根拠になるので、あったほうが。ないと、なかなか遂行することが難しくなるというようにも思います。

あくまでも可能な限りということで、協力を拒否された場合には、粘り強く何のために必要なのかということも説明はしなければいけませんが、それ以上のことまで負わせているわけではないということかと思います。

- ○水津部会長 いかがでしょう。
- ○鈴木委員 よく分かったつもりなんですが、そうだとすると、一方で強く権限を発揮したい対象 もあって、そういうところには可能な限り、かなり強い可能な限り協力してほしいと、 ものは市の機関ですとか、教育委員会ですとか、そういうところはそうであって、一般市民とか民間とかに関しては可能な限り協力してくださいというちょっと温度差が ある2つのことをこの一つの文で表現しようとしていると理解したんですけれども。
- ○水津部会長 後半部分に、その個別のことがまたいろいろと盛り込まれておりますので。
- ○児童青少年係長 一応、市の機関の責務としては第9条のほうに別立てで出していて。
- ○鈴木委員 そうですね。じゃ、それ以外の話。
- ○児童青少年係長で、こっちはしなければ、そうですね、はい。
- 〇水津部会長 奥村さん。
- ○奥村委員 2つほど聞きたいんですけれども、対象のほうで半田先生がおっしゃられた、オンブ

ズパーソンが場所によっては、例えば要対協とかっていうケースが、に入っているところもあるというふうなところだったんですけれども、小金井市自体のオンブズパーソンというのはどこまでの力が与えられているというか、それによってこの情報をくださいといっても、例えば要保護児童であって情報公開できるような、情報公開で情報をやり取りできるような関係で、場所ですよというふうなところであれば、例えばこの件だと出席情報だったりとか生育状況というところも情報が得られるんでしょうけれども、そこのところは、そこに入っていませんといわれたら、一応、外部の団体ではあるので、得られる情報のところは限られていくと思うので、そこのところが小金井市は要対協と言われるのに入っているのかどうかというのが気になったのが1点で、もう1点あるのですが、その辺りは。

○子ども家庭部長 要対協の代表者って私なんです、子ども家庭部長が会長です。現時点ではまだオン ブズパーソンの機関ができていませんので、これから決めていくという形になります。 ただ、内部でいきますと、児童青少年課長が委員には入っておりますし、実務者的 には係長が対応しているというところです。

> ですので、今後の流れの中でというふうな形で、時点では、所掌的には私と、あと、 今日は来ていませんけれども、秋葉子ども家庭支援センター長のところの管理になり ますので、そこでの対応というような形にはなるかと思います。

> ただ、あと、今、奥村さんが言っているのは、相談業務であったり、申出があったときの対応というような形で、この後の責任、関わってくる部分かとも思ってございますし、いずれにしてもオンブズパーソンという形で任命された際には、やはり機関との信頼関係を築いていくというところがまず第一歩だと思っておりますので、そういう学校をはじめとしてそれぞれの機関にこういう機関ができましたというような顔出しというんでしょうか、顔つなぎというんでしょうか、そういった説明をしていく必要性があるということだけは現実にお答えはさせていただきます。

## ○水津部会長あともう1点あれば。

○奥村委員 もう1点は11条の3項、4項もそうなんですけれども、引継ぎというのは多分、他機関、他市だとすごく難しい、個人情報が入るので難しいとは思うんですけれども、やはりニュースとかで見るところで情報が引き継がれていなくて、そこで深刻してしまったとか、最初のところで虐待で来た時点で虐待にならないような、防御できるようなところでせっかく支援をしてきたけれども、実は市外だったというところで情報

をなかなか送りにくい。

今、努めるというところで、もうちょっと強めたりはできないのかというふうな。 しなければならないといってもその機関が当たらなければ多分できないでしょうし。

ただ、個人のことなので公表できないというようなところはあるので、例えば本人に伝えなきゃ、こういうふうな機関があったからこういうのを伝えようと伝えなければならないとか、もう1アクションしなければならないというような感じで、努力したけどつながりませんでしたで終わらないよう、そうしないとは思うんですけれども、そこのところをもう一つ何かあったほうがしっかりとつながるのかなと思ったんですけれども。

○児童青少年係長 御意見ありがとうございます。この考え方をつくるときにも支援機関には引き継ご うというもの、ルールというか、流れとしてそういう整理はしたんですけれども、前 提として、子どもの同意というか、子どもに説明をして、子どもがそこに自分の情報 を与えていいよなのか、自分からアクセスするようなのかは分かりませんが、周りの 大人だけが動いてればいい制度ではないんです。

その辺りについては、先ほどの責務の第8条第1項で子ども共に考えていくよう努めなければならないとしているんですが、そこに全てが集約できるかということで、同じようにいろんなところで子どもを挟まなきゃという事案は全てにおいてあるんですけれども、それを全て載せていくと大分長くて分かりづらい条文になってしまうので、まとめられるものは今全部まとめてある状態なんです。

なので、趣旨は分かりますし、本当にそういう子があった場合には、子どもにきちんと伝え、どういう方法でそこにつながるのがいいのか、一緒に考えたりという手順は必要だろうなと認識しています。

- ○水津部会長 ありがとうございます。
- ○児童青少年係長 11まで大丈夫そうですか。
- ○水津部会長 はい、大丈夫。次行きましょう。
- ○児童青少年係長 次、第12条、ここからは資料5の図解を見ながら、7ページ目、資料4と同じホ チキス留めで申し訳ないんですが、調査についてです。第12条、オンブズパーソン は、申立てに係る事項について調査をするものとする。ただし、申立てが次の各号い ずれかに該当すると認めるときは、この限りではない。

ほかの裁判とかそういったところで審理しているものについては、そちらの独立性 というか、そちらの権限も配慮しなきゃいけないというところで、そこの申立事項で あるとき。議会も同じです。議会を尊重する必要もありますので、こちらもそのとき には調査しない。あと、オンブズパーソンの行為に関する申立てであるとき。

第4号、調査自体は、第3項、これの後になるんですけれども、申立てがその子自身ではない場合、第三者からの場合は必ず当該本人にこの調査をかけていいかという同意を取るような組立てになっています。子どもに同意が取れない場合は保護者という形になっているんですけれども、その同意が取れないは、申立てがあったからといって勝手に調査するということがないように規定しています。ただし、その子の身の安全とか権利の保障を考えたときに、同意を取らなくてもしたほうがいいとなった場合を除きます。

第5号は、重大な虚偽が含まれているものであるとき。

第6号は、前号に掲げるもののほか、調査をすることが明らかに適当でないとき。

第2項としては、申立てがあったことに対する調査が第12条第1項だったんですけれども、こちらでは、自己の発意をもって当該権利侵害の事実について調査をすることができることを規定しています。

第3項は、先ほどお伝えした子どもまたはその保護者に同意を得る必要があること。 ただし、子どもの置かれている状況を考慮して、こちらは「オンブズパーソンが」に なりますが、その必要がないと認めるときは調査に入れる。

第4項、オンブズパーソンは、調査をしないことを決定したときは、それを通知する。

第5項、必要があると認めるときは、専門調査相談員とかそういうことではなくて、 例えば遺伝子調査とか、そういう専門の調査機関に鑑定とか調査を依頼することがで きます。

調査の中止、第13条です。調査を一旦開始したんですけれども、さっきの12条 第1項の各号に該当することになったときには調査を一時中止、または打ち切ること ができます。調査を一時中止、打ち切った場合には、その通知をしますとともに、今 その調査に入っている機関にも通知します。

14条は、市の機関に対する調査です。こちらについては、まず、調査に入るときには調査開始通知書を市の機関に対して通知します。

もし調査のために必要があれば、市の機関に対してオンブズパーソンは事実確認等 ができます。

オンブズパーソンは、調査の結果、必要があると認めるときは、子どもの権利の侵害の是正のための調整活動を行うものとする。

オンブズパーソンは、調査または調整の結果について、申立人に通知します。ただ し、勧告とかを出す場合にはその勧告の結果通知を送ることにします。

事実確認を求められた市の機関は、その要求に対して適切に対応しなければなりません。

15条、こちらは市の機関以外のものに対する調査等です。

調査のために必要があると認めるときは、市の機関以外のものに対して、必要な限度において、事実確認等について協力を求めることができます。この場合において、 調査を開始するときは、その機関に通知します。

オンブズパーソンは、調査の結果必要があると認めるときは、この機関に対しても、 調整について協力を求めることができます。

調査または調整の結果については、申立人に通知します。

まず、ここまでにしましょうかね。これが資料5の仕組みの中の真ん中です。太線で囲ってあるオンブズパーソンの下についている調査・調整活動による改善、一番この子どもオンブズパーソンの核になる活動について規定している部分になります。

- ○水津部会長 御質問があれば。
- ○児童青少年係長 大丈夫そうですかね。
- ○鈴木委員 条例としてはいいんですけれども、ちょっと仕組みを教えてほしいんですが、相談・ 調査専門員が行う調査と、オンブズパーソンが行う調査は別のものですか。というのは、 相談・調査専門員というのには、権限を与えられているんですか。
- ○児童青少年係長 規則の、何条になったっけ。
- ○鈴木委員 11条とか、その辺りですね。遂行を補助するんですが、そのときに、調査専門員に 関しては権限がないんだとすると、権限を発動するときには、オンブズパーソン自らが 調査しなければいけない仕組みという理解でよろしいのか。
- ○児童青少年係長 はい。基本的な流れとしては、子どもから一番先にファーストアクションを受けて、 相談に乗って、子どもから信頼関係を築くのを相談・調査専門員がやります。ただ、相 談・調査専門員は、市の会計年度任用職員なので、専門職ではあるけども、附属機関の

特別職ではないんですね。なので、権限はないんです。なので、相談受けてもらって、 信頼を勝ち得たら、オンブズとともにバディになって、調査なり、調整活動なりという ところに向かっていくのが、この条例の、権限の及ぶ調査・調整についての規定です。

考え方を整理するときに、申立てとかを受ける前のところでも、調整とか、支援とかという活動があるよねってお話が確かに出てきていまして、それについては、子どもオンブズパーソンの第3条、職務の内容で、第1号、侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うことについて、そこで動ける範囲の調整活動だったり、相手に話を聞きにいくぐらいの調査だったりということは可能かなと思っています。それについては、オンブズとして権限を持たせるところと違うところにあることなので、考え方には載っているんですけれども、この条文の中には出てきていない部分になります。

- ○鈴木委員 続けていいですか。すると、相談をする人の立場からすると、まず窓口になるのは相談・調査専門員なわけですよね。そこについてのルールがかなりちゃんと決まっていないと、本当に悪の調査員が、そこでもみ消されたら困るとか、そういうのもあると思うので、その仕組みづくりというのが、今、規則にはほとんどないような気がするので。
- ○児童青少年係長 そうですね。
- ○鈴木委員 これはまた、これから考えるという……。
- ○児童青少年係長 そうですね。相談・調査専門員については、市の職員なんですね。その人が何をするかというのは、事務処理規定とか、職員の規定とか、そういったもので条文化したり、あとは募集をかけるときの採用の条件として、こういう人を求むという形で足切りをして、一定のいい人かどうかを担保するということをしていますが、子どもオンブズパーソンは、この条例、もちろんつくらないと設置できないんですけれども、運用するに当たっては、これだけあってもうまく運用できないと思っていますので、手引きというか、マニュアルというか、そういったものを整備する予定で、今、桑原さんにつくり始めてもらっているところでございます。
- ○鈴木委員 分かりました。
- ○児童青少年係長 なので、権限を付与するために必要な条文以外の部分については、そういったもので保管していき、そのほかも、運用しながら改正できるようなところ、条例になっちゃうと、議会を通さないと改正できなくなっちゃうので、その辺りについては、あえて記載はしていない形です。
- ○鈴木委員 いずれにしても、ファーストコンタクトとか、最初のところではそれほど権限を発動

しなくてもできる調査みたいなことを先にやって、それでオンブズパーソンに引き継ぐ みたいな、そんなイメージ……。

- ○児童青少年係長 そうですね。
- ○鈴木委員 分かりました。
- ○児童青少年係長 ほか、大丈夫ですか。
- ○水津部会長 じゃあ、次に行きましょう。
- ○児童青少年係長 次行きましょう。次からが調査の結果です。市の機関に対する勧告については、条 文を読むというよりは資料5の図を御覧ください。必要があると認められる場合に、そ の後、勧告とかをしていくことになります。市の機関は左側です。第2条第2号とか、 市立児童福祉施設とかと書いてあるほうです。

まず、オンブズパーソンは、勧告と意見表明をすることができます。

前項の規定により勧告をしたときは、その機関に対して、是正その他必要な措置状況 について、相当の期限を付して報告を求めることにします。ここは米印2、3に該当します。

第3項、市の機関は、勧告等を受けたときは、これを尊重し、是正等の措置を講ずるとともに、指定された期限内にオンブズパーソンに報告しなければならない。この場合において、是正等の措置を講ずることができない特別な理由があるときは、理由を付して報告する。

4項は、勧告等をしたときは、申立人に通知します。

5項は、最善の利益を図るために必要があると認めるときは、この勧告の内容、もしくは報告の内容について報告するよう市長に求めることができます。

市長は、公表するに当たって、個人情報の保護について十分な配慮をしなければなり ません。

続いて、右側の市の機関以外のものです。

市の機関以外のものに関しては、市の機関以外のものが事実確認等もしくは調整に係る協力の求めに応じないときか、調整とかしたのだけれども、特別な理由なく是正のための取組を行ってくれないと認めるときは、オンブズパーソンの求めに応じて、もしくは是正その他必要な措置を講ずるよう要請または意見表明を行うように、市長に求めることができます。

市長は、この求めがあったときには、市の機関以外のものに対して、要請を行うもの

とします。

要請を受けた市の機関以外のものは、適切に対応するよう努めるとともに、市長に対して、要請等への対応状況について、可能な限り報告するよう努めるものとする。

市長は、その報告があったときは、その内容をオンブズパーソンに報告をします。

オンブズパーソンは、市長に要請を行うよう求めたとき、もしくは市長から報告があったときは、申立人に速やかに通知しますという形で規定をしております。

考え方のときには市長が出てくるパターンではなかったところが、今お示ししている のでは市長が絡むパターンになっているので、ここについてちょっと御説明、補足をさ せていただきます。

先ほどの、どこまで民に義務を課させるかという話にもつながってくるんですけれども、そもそも子どもオンブズパーソンがやりたいことは、非難して、指を指して、ピピーッと勧告をすることではなく、それによって子どもの状況が改善されることが目標です。ゴールです。なので、どちらのほうが効果があるかなということも加味しました。市の機関だと市長は第三者と呼べないんですよ。なので、オンブズパーソンが直接やるんですけれども、市の機関以外だと市長も第三者なんですよね。オンブズパーソン何ぞやという人から要請されるより、市長名で要請されたほうが抑止力にもなりますし、子どもの権利の啓発という意味でも、市長名でこういうふうに取り組んでほしいということを発信したほうがより効果があるだろうということで、こういった整理で今お示しをしているところです。

最後、18、19も、お伝えだけしておきます。

18条が、活動状況の報告が載っています。毎年、その活動状況について、市長に報告するとともに公表するものとする。

委任は、条文に必要な情報は規則とかで定めていきますよということが書いてあります。

以上です。

- ○水津部会長 いろいろ表現が、先ほどのものに絡んだものが入っていると思うので、御質問いただければと思います。
- ○児童青少年係長 公表もそうですね。市の機関以外に要請を出しましたとか、是正についてこういう 報告が来ましたというのも、オンブズパーソンの名前で出すよりも、市民に対しては市 長名で出したほうがより効果があるだろうと、同じ理由で、ここも市長をかませている

という形です。説明分かりづらかったですか。大丈夫ですか。すいません。

- ○水津部会長 意図はお分かりいただけましたでしょうか。
- ○子ども家庭部長 オンブズが一定の動きをした際には、やはりその結果って報告を、それは市の機関だろうと、市の機関以外であっても、求めたいよねという形の考え方があったかなと思っています。そこの、民間をどこの程度までというところが非常に悩ましく、取扱いにちょっとお時間をいただいていたのかなと思っています。自治体によっては、民間のほうには要請だけして結果を求めないケースもあったり、状況によれば自己発意によって調べたりすることはできるんでしょうけれども。あと、オンブズマンさんが、民間の団体さんを調査したり、調整をして、やはりここの調整のところで、どの程度まで対応ができるかというところは、いろいろ実際運用しているところのオンブズパーソンをちょっと伺ったりすると、そこが肝だよというお話がありました。

それと、様々な団体に要請とした際に、例えば、あまり考えられないかもしれませんけれども、オンブズパーソンは名誉毀損ではないですが、そういった形の訴訟リスクというところもあり、そういった面では、オンブズの責務を果たしてもらいつつ、市としても守っていかなければいけないように思われます。

あと、先ほど係長が言ったように、効果的であるという形であれば、市長のほうから という形がやはりいいのかなと。いろいろ先生方からお話を聞いている状況の中では、 もともと相談であったり、調整でおおむね解決され、まれにこういった申立てに対して の対応という形で伺っております。特に初年度につきましては、まだ何も分からない状 況の中で、子どもさんがどれだけ相談するのかというところよりは、こういったオンブ ズマンの制度であったり、教育関係の啓蒙、啓発というところがまずメインになってい くのかなというところも踏まえて対応してきたというところがあります。

それと、今回この条例の作成に当たりましては、既に制定されている自治体に視察したりたり、先ほど申したように市の福祉オンブズマンという制度があったり、あと、市の内部でも、こういった類似した条例等もある中で、皆様方にお見せできるところが、条例で出させていただいたところです。コンセプト的には、繰り返しになりますけれども、皆様方と考えさせていただいた基本的な考え方案で、ちょっと違ってくるのが、市長を最後のところ絡まさせていただいた民間団体への要請というところと、勧告の公表に関しては市長がというところ、それと、条例でできない部分に関しては、これからまた規則で定めていくという部分、それと、先ほど鈴木さんのほうからあった、実際のオ

ンブズマン、または調査相談員、この業務的なものは、これからも、4月1日以降制定された段階で、内部で詰めていくというところの中で、取りあえず条例として制定しなければいけない部分については、我々としては、この19条までが適切ではないかということで、今日ご提示させていただいたというところです。

- ○水津部会長 途中で区切っちゃったので、また戻って御質問でも構いませんので、全体的に御意見 とかいただけたらと思います。お時間まだ大分ありますので、大丈夫ですよ。
- ○長岡委員 すいません。
- ○水津部会長 はい、どうぞ。
- ○長岡委員 本当に、ここまでしていただいてありがとうございます。本当に個人的な感想で申し訳ないんですけれども、拙い感想なんですが、私の中のオンブズパーソンというのは、子どもの状況が改善されるというよりは、子どもたちが相談しやすい、相談できるということに一番の主となるところを置いて私は考えてきたというところがあって、子どもの状況が改善される前のところの、そこが一番大事じゃないかなと。本当に感想なんですけれども。

2つ目は、先ほど言われた保育課の方の窓口なんですけれども、保育園でいうと、この保育園に入りたいというので入所の窓口があるんです。市役所の保育課に入所の窓口があるんですけれども、そこの方々が、やはりある程度の知識を持っていらっしゃらないと、その後、保育園で面接をしたときにも、いろんなケースがあって、その受付のところの、先ほど鈴木委員もおっしゃったように、すごく大事な意味合いを持っているなと、すごく私は感じているので、受付というか、子どもたちが一番最初に接する人の存在というのはとても大きいんじゃないかなと思います。

3点目は、ここはちょっと、私が頭が悪くて申し訳ないんですが、せたがやホッとというものだと、せたがやホッとという組織というか、制度というか。オンブズパーソンというのは、私の中では人というふうにどうしてもとられてしまうので、この文章を読むときに混同しちゃうんですね。すごく頭の中が混乱してくるというんですかね。あと、それと同時に、子どもたちというものが主となった文章が1個もなくて、子どもたちが相談しやすいとか、子どもたちがそこの場所に行きやすいとか、これはもう条例なので、もちろんこれでいいんですけれども、何かこう、オンブズパーソンはこうあるべきだという、人となりのことがたくさん書かれているような気がしていますが、まずは突破口として早く制度設計をして、今日初めてマンションやアパートを借りてというような具

体的なことまでお聞きして、すごくびっくりしてうれしく思ったので、まずはこれを施 行させて、今後内容を見直していくということがすごくいいのかなと思いました。

感想です。すいません。

- ○水津部会長 ありがとうございます。
- ○子ども家庭部長 まず、当然、相談が肝というところは、もともと皆様方の会議の中でもお話があった内容かなと思っておりますので、これから職員が新たな形でという形があるかと思いますけれども、先ほども言ったとおり、すぐ窓口ができるわけではないというところがありますので、その辺に関しては、研修なり、視察なり、そういったところで育成に努めていかなければいけないと思っております。

それと、保育のほうの関係につきましては、御意見という形で承らせていただき、3 つ目のところです。子どもたちがというところですが、要はこちらのほう、子どもの権利条例の第16条の中で、市としてこの相談と救済の機関を設置しなければならないという、そこに特化した条例という形の書き方になってしまって、当然、こういった内容でいきますと、なかなか子どもがという形にはできにくいところがあります。ただ、これから窓口とか、いろいろできてくるところの中でいけば、前回もチラシのほうでいろんな御意見を承ったかなと思っておりますので、そういったところで子どもたちが、気楽という言い方はいろいろあるかと思いますけれども、さっき言った、いじめとか、そういうものに関わらず、ちょっとした悩みが、ぷらっと来て相談していただけるような環境づくりというのも、これからしていかなければいけないと思っておりますので、御意見という形で整理をさせていただきたいと存じます。

○水津部会長 ありがとうございます。ほかに、御質問としては大丈夫でしょうか。

この条例があることで、まずスタートができるということが大事なのと、あと、この条例を踏まえて、今後実施するに当たって、また各方面調整しつつ、子どもたち、先ほど長岡先生がおっしゃったような、いかに相談しやすいものをつくるのだとか、その後どうするのだとか、子どもたちが相談することが、どういうふうに町の中で浸透していけるのかとか、そもそも子どもの権利の浸透を含めて、やるべきことはたくさんあるかと思います。その役割をオンブズパーソンという1つの機関がつくっていくことによって、それが実施できる、1つ前に出ることと思いますので、そこはまずすごく大事にして、なるべく早くこれが実施できるように、していきたいと思っています。

あと、愛称についても、また今後、「せたホッと」のような何かをというのは、最初

に話があったと思うので、オンブズパーソンじゃ、やっぱり子どもたちが相談しにいく ことには当然ならないと思うので、そこも含めて今後考えるのと、あと、鈴木さんがす ごく心配されている相談員の規定だとか、そういうことも今後また深めていっていただ ければなと思っております。

ほかに。はい、半田先生。

- ○半田先生 この調査をした後の、調査結果を通知するということに関してなんですが、市の機関に対しては、第15条3項に、オンブズパーソンは、調査または調整の結果について、申立人等に速やかに通知するものとするということで、申立人にはこういう調査をしましたという調査結果を渡すと。ただ、市の機関に対して調査開示通知書を出した、そちらに調査結果を通知するのも、申立人等の「等」に入るわけですが、その辺りをどう考えるかということと、市の機関以外のものに対して、調査し、調整した結果に関しては、オンブズとして相手に何らかの通知を出すことができると思うんですよね。
- ○児童青少年係長 相手というのは市の機関以外のほうですね。
- ○半田先生 市の機関以外に。でも、ここには、要請とか意見表明というものを市長に求めることができるということで、オンブズが市の機関以外に調査した調査結果を伝える規定が書かれていないということに今気付いたんですが、ここについては。
- ○児童青少年係長 この辺りの調査結果の規定について、規則で様式を定めようと思い、そちらで規定するからいいと思っていたんです。それで様式をつくっていたんですが、様式があまりにも、これは調査結果のことだよ、これは調査開始のものだよというのを、宛先ごとに1枚みたいな形で規定しようと思ったら、それ汎用過ぎるから様式要らなくないと言われ、ちょっと今、調整をして、確かにおっしゃるとおり、どちらからも規定が抜けてしまっている状態になっています。おっしゃるように、調査の結果について、介入していった場所にも通知の必要はあろうかと思いますので、ちょっと宿題とさせてください。
- ○半田先生 調査した結果、権利侵害がなかったという結果になる場合もあるわけですよね。そう すると、調査される側としては、こんなに一生懸命やってて、調査だけされて、どうだ ったか、権利侵害がなかったんだったら、権利侵害がないという通知が欲しいと思うわ けですよ。そこが少し抜けてしまったかなと。
- ○児童青少年係長 ありがとうございます。
- ○半田先生 市長を絡めてというところが新たに出てきて、これでうまくいかない場合には、市長 から要請を出してもらうことになるので、しっかりやってくださいというような調整を

することもできると思うんですよね。ただ、そこの中で問題があったときに、この意見 表明とか要請というものを市長に出してよと言うわけですが、そうしたら、市長から出 す文案みたいなものというのは、オンブズがつくって、こういう意見や、こういう要請 みたいなものを市長に出してというお願いをすることになるわけですよね。そうじゃな いと、市長に作ってもらうことはなかなかできないので。そう考えると、やはり要請、 意見表明、調査結果というものはオンブズが責任を持ってつくり、そのつくったものを 誰が出すのかということで、市長が出すということがより効果が高いという話ですよね。

○児童青少年係長 おっしゃるとおりです。

○半田先生 そこの部分をどこまで調査をした調査過程を市長に伝える必要が出てくるわけじゃないですか。オンブズが出すんだったら、独立した機関の中で調査をし、調査結果を出す。これは問題だということを書いて、それをそのままダイレクトで出し、公表するんだったら公表するよ、市長も見るよということだけれども、それを市長をかますことにより、どこまで市長に伝えるかという難しさというのはちょっと出てくるかなと。一見、僕もお話を伺って、市長が出すということのほうが、受けた側としてはインパクトはあるとも思うんですが、いろいろ市長をかませることによる難しさというものは相当出てくるなという気持ちです。

ただ、調査結果で、要請、意見表明とまではいかないものの、調査結果の中で概評みたいなことで強く、市長からの要請、意見表明じゃないけど、オンブズの調査結果として相当問題だということを伝えることまではできるとしておけば、まだオンブズの活動の独立性がその範囲の中で担保することができるのかなと思いました。

- ○児童青少年係長 ありがとうございます。
- ○水津部会長 重要な問題ばかり考えたから市長と思ったけど、先生がおっしゃるように、ここまでの調査でこういう結果だったよということを、ただストレートに伝えるだけであれば、 ー々市長権限じゃなくてもいい部分もあったりするかと思うので。表現を少しすり合わせて、今の御意見を入れられるように、ちょっと考えていただければと。
- ○児童青少年係長 ありがとうございます。そもそも子どもオンブズパーソンは、条例で設置したこの 権限を使うのが全体の1割未満と、条例に規定できない部分で救う子どもが9割という ところで、動ける人たちを自治体に設置するのが目的の1つではありますので、権限を もって行使しなければいけないものについては条例の中で設置をしていくんですが、そ の前段で動きづらくなってしまうのは、私のほうとしても本意ではないですので、ちょ

っとその辺りは調整をさせていただければと思います。 喜多先生は何かございますか。

- ○水津部会長 何かありますか。
- ○喜多委員 一言だけ。
- ○水津部会長 お願いします。
- ○喜多委員 ちょっと18条にずっとこだわっているんだけど、「市長に報告するとともに公表する」という活動報告ですね。ずっと問題になっている、オンブズは非常に独立性を保障されているけれども、何でもやっていいということではないわけで、そこにはモニタリング機能をどこかに残しておく必要があると。それは僕は18条の中で「公表する」というのは、やっぱり市民に公表するというふうには言えないかな。「市民に」という言葉を入れちゃまずいのかな。前は、もともとの原案は、市民に周知するという言葉が入っていたのね。
- ○児童青少年係長 はい、そうです。
- ○喜多委員 つまり、この18条の問題に対しては、一般的な法制部、恐らく法制関係の職員は、 市の附属機関だから、市長の諮問機関としての役割があるから報告義務は市長にだとい うふうに単純に考えちゃうんだよね。でも、本来は、独立性を持った市の附属機関とい う非常に特殊なオンブズの制度なので、そこは市長だけに報告すればいいわけじゃない し、そこはやっぱり市民がある種監視役になるという、つまり、オンブズはもちろん独 立性を持って頑張るんだけれども、一応、市民が常にそれを見ているという。

僕は、今日のこちらの長岡さんの話を聞いていると、子どもが監視するという手もあるかなと思って、いずれですよ。つまり、例えば、最高裁のこの前の選挙でいえばバツをつけるという、早稲田でも、総長選の候補に学生が×をつけるという制度があるんです。ほとんど機能していませんけどね。だから、子どもがオンブズに×をつける、そういうこともあり得るのかななんてことをちょっと考えていたんだけど、いずれにしても、オンブズが独立性を持ってきちっとやってもらうのは大事だけど、どこでオンブズの活動のある程度のコントロールというか、モニタリング的な機能だと思うんですけど、オンブズ制度という政策をどういうふうに監視していくかという問題は、ちょっと横道にそれましたが、18条の中でいえば、これは「市民に公表する」とは書けないですか。市長に報告するとともに、公表するというだけだと何か非常に漠然としちゃっていて。

- ○水津部会長 どうですか。
- ○児童青少年係長 事前の打合せのときに喜多先生から同じ御意見をいただきまして、やはり現行、附属機関というのが市長の下についているんですよね。下というか、諮問機関というか。 公表するとしたらどうなるんだろうと考えると、市のホームページとか、市の予算を使って何か報告書を作るとか、オンブズパーソンとしてホームページを開いてとかそういう話ではなくて、どうしても市の動きに連動をしていくよねというところで、市民に直接と入れるのはどうなの、市民に公表する、市民に周知すると書くのはというところで、対象を取り、「公表するものとする」を残したのが原案です。市長に報告は、附属機関なのでします。
- ○水津部会長 市民に公開するということをどこかに入れることはできないんですか。
- ○児童青少年係長 それは手引とかじゃ駄目ですか。
- ○水津部会長 何か、ここだけ見ていると、すごく独立性があるあると言っていた割には、最終的には、市長の下の機関になっちゃうんだよね。
- ○半田先生 その附属機関というものをどう考えるかということで、今、前田さんのほうから、この間、附属機関イコール諮問機関というイメージがあるということですが、もちろん附属機関が市長から諮問されて、その諮問のものに関して答申をするという附属機関もあろうかなとは思いますが、基本的にオンブズのような附属機関は諮問機関ではないわけですよね。
- ○児童青少年係長 そうですね、はい。
- ○半田先生 そこをまずしっかり考えておく必要があると。そうすると、これまで、子どもからとか市民という話があったように、オンブズの活動というものは独立性が認められている。それゆえに、心身の故障とか、そういうものがない限り解職することができないというふうにされているわけです。よって、オンブズの活動というものを誰が検証してくれるのかというと、そこは市民であり、相談をした子どもであると思うんですよね。となると、市長に報告し、市長は、活動報告書を、市長が公表する、公表してもいいんですけれども、やはりオンブズがどういう活動をしてきたのかという活動報告会などなどをしながら市民に伝え、市民から信を問うという仕組みにしないと、それはオンブズが何かを納得いかないようなものが出てきたときに、誰が文句を言えるのかということになる。そうすると、やはり市民に公表とか、市民に活動を伝えるというようなことを条例に位置づけることというのは、喜多委員がおっしゃられるように重要なのかなと思います。

- ○児童青少年係長 ありがとうございます。小金井市には、福祉サービス苦情調整委員という、いわゆる福祉オンブズという制度がまず条例設置で、独立した附属機関として設置がなされています。そちらとも整合を取っていかなきゃいけないところがあり……。
- ○子ども家庭部長 オンブズは公表するんだよね。
- ○児童青少年係長 オンブズは公表すると書いてある。
- ○子ども家庭部長 誰にとは書いていないです。オンブズは市長に報告するとともに、分かりやすく、 市報とかホームページを使って公表はするんです。ただ、「市民に」という言葉だけ入 っていないだけであって、公表はするんです。
- ○半田先生 そうか、主語はオンブズパーソン。
- ○子ども家庭部長 そうです。
- ○児童青少年係長 活動報告をやってもらっても構わないし、その場で御意見をいただく形でも、それ を基に子どもを巻き込んだワークショップをするでも、どういった手段で公表するでも 構わないんですけど、ちょっとここに誰にが入れられない。
- ○子ども家庭部長 限定してしまうのが、はて、いいのかなというところは1つあるかなと。言ったように、要は、オンブズパーソンは市長に報告をします。活動した報告というのをホームページにのせたりとか、あと、前からお話があったように、発表会じゃないですけど、こういう話もあったかなと思うので、そうすると、そこはそこに来た方しか、限定になってしまう。そうすると、市民全員には知らせていないんじゃないかという話にもなってしまう。ですから、その趣旨的には、そこが入っているというようなところで御理解をしてもらったほうが分かりやすい。
- ○水津部会長 主語がオンブズになっているので。
- ○子ども家庭部長 市長が発表するんじゃなくて、そこはオンブズが発表するというふうに変わっているというところなんです。
- ○水津部会長 だから、前田さんがおっしゃるのは、後のところで、公表の内容とか、周知のこととか。
- ○児童青少年係長 この条文のままでやっていただいても、運用的には、報告会だろうが何だろうが、 報告書も出すつもりですし、構わないと思っているんですけど、条文整理の仕方として は、「誰に」は、この「市長に」だけは入れますけど、「市民に」は取り、「市長に報 告するとともに公表するものとする」だけでいきたい。
- ○水津部会長 ということなんですが。

- ○喜多委員 あえて言えば、不特定多数ではなくて市民という言葉を入れるというのは、市民に対する公表義務的な、オンブズが市長に報告する義務だけじゃなくて、市民という言葉を入れれば、市民に対する公表義務が発生するというふうに考えて、それは市民が常にオンブズに対してきちっと、よしあしを見ているという、市民の側も、そういう姿勢をつくっていくためには、ここは、市民への公表というふうに入れたほうが積極的な意味は持てると思うんですね。確かに部長が言うように、公表そのものはもっと広くオンブズは進めていくというのはそのとおりだと思うんですけれども、あえて言うなら、市民等というふうに入れてもいいと思うんですけど、市民等に公表するというやり方もあるかとは思うんですけどね。「市民」という言葉は何か入れたほうがいいような気がするんだよね。
- ○水津部会長 すり合わせの結果ですが、一応、取りあえず、オンブズが公表するということは、ここに条例化されているということで、市長にだけ報告するという意味合いではないということは御理解いただけるかと思うので、一旦、ここで、あとはまた、すり合わせで。よろしいでしょうか。時間が大分過ぎましたので。
- ○半田先生 資料5も終わりですか。
- ○水津部会長 今の説明で。
- ○児童青少年係長 資料5、今、触って終わりの予定だったんですが、いかがですか。
- ○水津部会長 終わりだと言われたので……。
- ○児童青少年係長 資料5がおかしいですか。
- ○半田先生 やっぱり1つだけ、どうしても気になるところが、すみません、事前に伝えておかな きゃいけなかったと思うんですけど。
- ○児童青少年係長 いえ、とんでもないです。
- ○半田先生 第11条1項の相談のところに、相談・調査専門員というのが書いてあると。最初、確かに受けるのは相談・調査専門員ですけれども、相談でオンブズパーソンが受けることもあるわけですよね。
- ○児童青少年係長 はい、あります。
- ○半田先生 そうすると、ここだと、オンブズパーソンが登場するのは、調査・調整活動にならな いと登場しないというようにも見えない……。
- ○児童青少年係長 黒い太線矢印は、誰に対してするかが下に伸びています。子どもは相談をします。 相談と救済申立てが子どもオンブズパーソンにされる流れ、違う……。

- ○水津部会長 これだと、相談して、救済申立てが起きないとパーソンにはならないんだよね。
- ○児童青少年係長 ううん、相談からも黒い線が伸びていますよね。ここに相談・調査専門員がいるからいけないの。
- ○水津部会長 専門員しかいないから、そう。だから、そうすると、この人たちだけになるように見 える。
- ○児童青少年係長 そういうこと、ここを取ればいいという話ですか。
- ○水津部会長 よく分からないけど、これだと、オンブズパーソンまでいくまでに、ちょっと道のりがあるよねという。
- ○喜多委員 そうだね。
- ○水津部会長 どうしたらいい。
- ○鈴木委員 さっき僕が言ったのは、まさにそのことで、相談・調査専門員というのが完璧に窓口 になっちゃっているから、そこでストップされちゃうと困るなというような。
- ○児童青少年係長 なるほど。
- ○水津部会長 これ、取ったら。
- ○児童青少年係長 取ればいい……。
- ○鈴木委員 ですかね。
- ○半田先生 この矢印。
- ○水津部会長 違う。その「〔相談・調査専門員〕」というのがあるから、全部その人が選別するみ たいに見えちゃうんだけどという、鈴木さんがおっしゃったのは最初のところなんです けど。
- ○児童青少年係長 分かりました。
- ○水津部会長 相談があって……。
- ○鈴木委員 オンブズが受けて、オンブズのその活動を補助するときに相談・調査専門員がそこで 働くというのであれば、相談はオンブズパーソンになるんですね。
- ○児童青少年係長 そうですね。
- ○鈴木委員 そういうイメージですかね。
- ○水津部会長 どっちもありということなんでしょう。
- ○児童青少年係長 この条例に書いてある活動であれば補佐するので、そうです。もし条例に入る前の 相談支援の段階の調整を指すのであれば、それはオンブズが受けた後ではなくて、その 前、これはどっちで書いたんだっけ、これは条例の説明で作っているから補佐するんで

すね。補佐します。

- ○鈴木委員 例えば電話番号とかがあって、相談したい、電話をします。かけて、受けるのは誰ですか。
- ○児童青少年係長 相談・調査専門員。
- ○鈴木委員 そのときには専門員の方が受ける感じですか。
- ○児童青少年係長 オンブズが常駐できないから。
- ○鈴木委員 分かりました。難しいですね。
- ○喜多委員 オンブズ自身が窓口に入るということはあるの。
- ○児童青少年係長 想定としては。
- ○子ども家庭部長 たまたま一致したらじゃないですかね、いらっしゃる日にちにもよる。
- ○児童青少年係長 例えば出張相談室とかを開設しにいって、その日は絶対にオンブズの人は来てくださいね、窓口に座ってくださいねとやれば、そのときだけはオンブズが直接受けるのが第1ステップになることはあります。
- ○子ども家庭部長 でも、基本的には相談・調査専門員の方が受けるという。
- ○児童青少年係長 そうです。
- ○喜多委員 それが基本だね。
- ○児童青少年係長 申し訳ありません。ここのお部屋が4時までしかちょっとお借りできていなくて、 次の方が来てしまうんです。
- ○水津部会長 これ、どうしようか。
- ○子ども家庭部長 いずれにしても、お預かりしているのは3つぐらいあるかなと思っているんですね。 さっきの子どもの規則の関係が1つ、それと関係機関の調査結果のところと、あと喜多 先生から言われている「市民に」というところは、取りあえず、まとまったら、またお 返しをしたいと思っています。それと、日曜日ぐらいまで、また見ていただいて、何か 疑問点、質問事項があれば、またいただいて、それはフィードバックさせてもらうとい う形でさせてください。それとあと、この絵もありました。我々もいろいろと分かりや すくしているところはあるんですけれども、なかなかここは非常に難しいところもある ところなので、すみません、ちょっとこの絵に関しては、我々のほうに預からせていただいて、一任をさせていただくという形でお願いをしたいと思います。
- ○水津部会長 ありがとうございました。ちょっと時間がないということなので、今後のことについてお願いします。

- ○児童青少年係長 今後、今日は第1回として条例案を見ていただきました。皆さんのお話にも出てきたように、条例に反映できていない考え方の部分がありますので、時期をお伝えするタイミングではまだないんですけれども、本当はメインがここの会なんですけれども、これで解散ではなくて、ちょっと引き続き籍だけ置いといていただいてお声がけさせていただけると助かるなというところを皆さんに御了承いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。
- ○水津部会長 取りあえず条例提出はするので、その結果で活動する中で、また必要があれば、部会 を開かせていただければということで。
- ○児童青少年係長 そうですね。
- ○水津部会長
  メンバーをそのまま在籍させていただきたいということで、よろしいでしょうか。
- ○児童青少年係長 今日の件につきましては、日曜日ぐらいまでに追加での御質問をお受けしつつ、今日いただいた宿題3件については、調整しつつ、まとまったものをお返ししたいと思います。来週になるかと思います。
- ○水津部会長 よろしいでしょうか。非常に後が詰まってまいりまして、進行の不手際がございまして、大変申し訳ございませんでした。
- ○児童青少年係長 申し訳ありません。
- ○水津部会長 一応、今日、本当に重要な会議なので、皆さん、たくさん意見を出していただけたかなと思っています。今、前田さんがおっしゃるように、ちょっと後から気がついちゃったことがあれば、日曜日ぐらいまではお受けできるということなので、メール等々でお願いできればと思います。

やっとここまで来ましたが、またここから先を見守りつつ、協力していけたらなと思います。本日は皆さん、どうもありがとうございました。

**一 了 —**